

社会医療法人 近森会 看護師養成奨学金規程

社会医療法人 近森会

(目的)

第1条 この規程は近森会に将来、看護師として従事しようとする者に対し、学業に専念し、人間性豊かな学生生活を送れるよう支援するために設けられた奨学制度である。

(奨学生の資格)

第2条 看護大学（学部・修士）・看護短期大学・専門学校において看護学を専攻し、卒業後、近森会（近森病院・近森病院総合心療センター・近森リハビリテーション病院・近森オルソリハビリテーション病院など）で勤務する意思を明確に持っており、勉学の意欲が旺盛で心身ともに健全であること。

(奨学金)

第3条 奨学金は1ヶ月60,000円とする。
2. 奨学金は貸与奨学金とする。

(募集)

第4条 募集は毎年実施する。
2. 募集時期は毎年7月とする。
3. 1年時より希望する場合は、入学手続き終了後、応募可能とする。

(奨学金貸与期間および貸与方法)

第5条 貸与期間は所定の修学期間内で学生が必要とする期間とする。
2. 貸与方法は奨学生の指定口座に毎月振り込む。
3. 初年度は8月に4月からの5か月分を振り込む。ただし、第4条3項で募集した場合は、4月より毎月振り込む。
4. 奨学金の貸与に関し利子は課さない。

(応募手続)

第6条 奨学金の貸与を受けたいことを希望する者は、別に定める次の書類を提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 奨学金貸与申請書
- (3) 誓約書
- (4) 在学中の成績証明書（入学前の場合は不要）
- (5) 在籍する学校の推薦書（入学前の場合は不要）
- (6) 家庭状況調査書

(奨学生の選考)

第7条 応募者に対し、面接・小論文・社会人基礎力テスト・適性試験により行う。

(奨学生の資格喪失)

第8条 奨学生が奨学金の貸与を必要としなくなったときは、速やかに奨学金貸与辞退届を提出しなければならない。

2. 次の各号の一つに該当するに至ったときは、奨学生の資格を失い、以降の奨学金の貸与は停止するものとする。

- (1) 進級できず留年したとき
- (2) 休学・退学したとき
- (3) 心身の故障のため修学の見込み・卒業の見込みがないと認められるとき。
- (4) 死亡または行方不明となったとき
- (5) その他、近森会および学校が奨学生として不適当と認めるに至ったとき

(返還の猶予)

第9条 在学機関を卒業後、看護師免許未取得の場合、近森会で准看護師として従事するとき
は1年に限り、奨学金の返済を一時的に延期できる。

(返還の免除)

第10条 在学機関を卒業した日から1年以内に看護師の免許を取得し、貸与期間に応じ別に定める期間近森会で看護師として看護業務に従事した場合には返済を免除する。

- (1) 貸与期間1年間 従事期間2年間 (貸与総額720,000円 返済免除)
- (2) 貸与期間2年間 従事期間4年間 (貸与総額1,440,000円 返済免除)
- (3) 貸与期間3年間 従事期間5年間 (貸与総額2,160,000円 返済免除)
- (4) 貸与期間4年間 従事期間5年間 (貸与総額2,880,000円 返済免除)

(返還)

第11条 奨学生は、次の各号の一つに該当する場合には、貸与を受けた奨学金の総額を直ちに一括返還しなければならない。

- (1) 第8条の規定に該当し、奨学生の資格を喪失した場合
- (2) 第9条の規定に該当しない場合
- (3) 第10条の規定に該当しない場合
- (4) 看護師免許を取得できなかった場合。ただし、第9条に該当する場合は返還の猶予期間内に看護師免許を取得できなかった場合
- (5) 在学機関卒業後、ただちに近森会に採用されなかったとき

(近森会への採用試験)

第12条 奨学生に対しては、面接・小論文・筆記試験(一般教養)・適性試験により行う。

(報告と身上異動の届出)

第13条 奨学生は毎年度末に健康状態・学業進捗について近森会看護部に報告しなければならない。

2. 次の各号に該当するときは直ちにその旨を近森会経理課に届出る。

- (1) 住所が変更したとき
- (2) 修学に耐えない程度の心身の故障が生じたとき
- (3) 休学する事情が生じたとき
- (4) 卒業したとき
- (5) 連帯保証人に異動が生じたとき

(その他)

第14条 この規程に定めない事項については、理事長が別に定める。

附 則

この規程は2025年2月1日より施行する。